

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第82号

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例（平成16年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| 附 則 (施行期日) 1 略 (検討) <u>2 知事は、平成22年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u> | 附 則 (施行期日) 1 略 <u>(この条例の失効)</u> <u>2 この条例は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u> |

附 則
この条例は、公布の日から施行する。